

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月25日
【計算期間】	第6特定期間（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）
【ファンド名】	インカムスターファンド・ハイパー5
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2871
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目的

この投資信託は、日経平均株価オプションを内包し日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動するユーロ円債（以下「株価指数参照債」といいます。）を主要投資対象とし、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。
（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海 外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型（条件付 運用型
追加型	内 外	資産複合	

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われな
いファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産
を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉
とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われ
る特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	条件付運用型
その他債券 ※ クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
		オセアニア	ロング・ショート 型／絶対収益追求型
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	その他 ()
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

※投資収益は実質的に日経平均株価の水準に応じて決まりますが、組入れている資産そのものは債券です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

特殊型

条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

③ 信託金限度額

300億円を限度とします。

④ ファンドの特色

《1》原則として、年4回、収益を分配します。(1月・4月・7月・10月の決算日)

★1年目(2006年7月～2007年4月)

1万口当たり合計816円(204円×4回(課税前))の分配を目指します。

信託設定後 約1年間(約3ヵ月毎) ^{※1}	収益分配金(1万口当たり/課税前)
日経平均株価終値の水準にかかわらず	204円(204円×4回=816円)

※1 第1回目の収益分配は設定日から106日後の2006年7月18日になります。

★★2年目以降(2007年7月以降)

参照日^{※2}の日経平均株価終値の水準に応じて分配額が決まります。

参照日の日経平均株価終値の水準	収益分配金(1万口当たり/課税前)
スタート株価の100% ^{※3} 以上の場合	125円(年率 約5.00%)
スタート株価の100% ^{※3} 未満の場合	18円(年率 約0.72%)

※2 参照日とは日経平均株価終値を参照して収益分配額および繰上償還の可否を決定する日で、2007年4月の決算日以降、毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日（休業日の場合は翌営業日）の各決算日の7営業日前の日のことをいいます。

※3 スタート株価とは、原則として2006年4月3日、2006年4月4日、2006年4月5日の3営業日における日経平均株価終値の平均値のことをいいます。また、スタート株価の100%の値は、小数点以下第3位を四捨五入して算出します。

《2》一定の条件で元本を確保して繰上償還します。(元本には、お申込手数料等は含みません。)

2007年4月の決算日から、2011年1月の決算日までは、毎年1月・4月・7月・10月の決算日に応当する参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の110%^{※4}以上の場合、当該決算日に繰上償還します。その場合、1万口当たり10,000円+収益分配金相当額（課税前）を確保することを目指します。

決算日	参照日の日経平均株価終値の水準	満期償還日の償還価額 (1万口当たり/課税前)
★ 2007年4月	スタート株価の110%以上の場合 繰上償還します。	10,000円+収益分配相当額(204円)
★★2007年7月以降		10,000円+収益分配相当額(125円)

※4 スタート株価の110%の値は、小数点以下第3位を四捨五入して算出します。

● 目指す収益分配金と繰上償還の参照スケジュール ●

収益分配を行う 決算日	参照日	繰上償還の有無	収益分配 (1万口当り/課税前)	
(2006年04月03日)				信託設定日
2006年07月18日	-	繰上償還はしません	204円	
2006年10月16日	-	繰上償還はしません	204円	
2007年01月15日	-	繰上償還はしません	204円	
2007年04月16日	2007年04月06日	参照日の日経平均株価終値の水準がスタート株価の110%以上の場合は、1万口当たり10,000円 + 204円(収益分配金相当額)を確保して、繰上償還	204円	繰上償還 スタート
2007年07月17日	2007年07月06日	参照日の日経平均株価終値の水準がスタート株価の110%以上の場合は、1万口当たり10,000円 + 125円(収益分配金相当額)を確保して、繰上償還	参照日の日経平均株価終値がスタート株価の100%以上の場合125円、100%未満の場合18円	参照型分配 スタート
2007年10月15日	2007年10月03日			
2008年01月15日	2007年12月28日			
2008年04月15日	2008年04月04日			
2008年07月15日	2008年07月04日			
2008年10月15日	2008年10月03日			
2009年01月15日	2009年01月06日			
2009年04月15日	2009年04月06日			
2009年07月15日	2009年07月06日			
2009年10月15日	2009年10月06日			
2010年01月15日	2010年01月06日			
2010年04月15日	2010年04月06日			
2010年07月15日	2010年07月06日			
2010年10月15日	2010年10月06日			
2011年01月17日	2011年01月06日			
(2011年04月15日)	2011年04月06日			満期償還日

(注) 上記スケジュールは、2008年2月末現在のカレンダーをもとに作成されており、将来、金融機関の営業日に変更があった場合は、変更されることがあります。

上記の目標とする収益分配額および償還価額は、関連する法令、税制（消費税等を含みます。）および会計基準等（2006年1月末現在）に基づいて試算していますので、将来、それらに変更された場合、その目標額を達成できない場合があります。

《3》 株価観測期間の日経平均株価^{※5}の推移とゴール株価の水準により、満期償還日の償還価額の目標が決まります。(元本には、お申込手数料等は含みません。)

株価観測期間の日経平均株価^{※5}の水準が一度もスタート株価の80%以下にならなかった場合、元本 + 収益分配金相当額（課税前）を確保することを目指します。満期償還日における償還価額の目標は以下の通りです。

株価観測期間の 日経平均株価 ^{※5} の水準	ゴール株価 ^{※6} の水準	満期償還日の償還価額 (1万口当り/課税前)	元本の状態
A 一度もスタート株価の 80% ^{※7} 以下に ならなかった場合	スタート株価の 100%以上の場合	10,000円 + 収益分配金相当額(125円)	元本確保
	スタート株価の 100%未満の場合	10,000円 + 収益分配金相当額(18円)	
B 一度でもスタート株価の 80% ^{※7} 以下に なった場合	スタート株価の 100%以上の場合	10,000円 × ゴール株価 ÷ スタート株価 + 収益分配金相当額(125円)	ゴール株価がスタート株価を下回った場合には、元本割れ する場合があります。
	スタート株価の 100%未満の場合	10,000円 × ゴール株価 ÷ スタート株価 + 収益分配金相当額(18円)	

● 償還価額の試算例（スタート株価=16,500円とした場合） ●

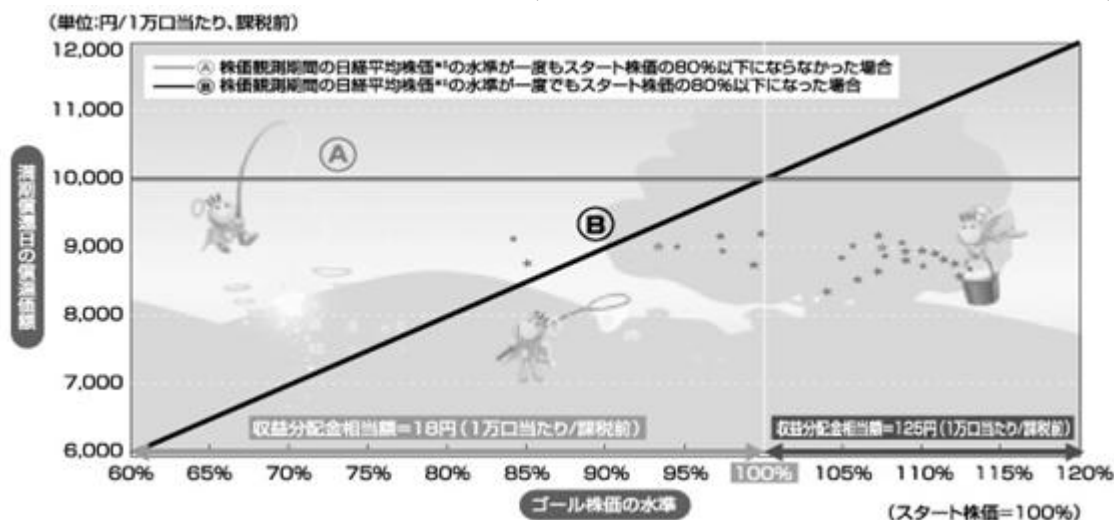
ゴール株価の水準 (スタート株価=100%)	ゴール株価	収益分配金 相当額	A 満期償還日の 償還価額	B 満期償還日の 償還価額
140.00%	23,100円	125円	10,125円	14,125円
130.00%	21,450円			13,125円
120.00%	19,800円			12,125円
110.00%	18,150円			11,125円
100.00%	16,500円			10,125円
99.82%	16,470.3円	18円	10,018円	10,000円
90.00%	14,850円			9,018円
80.00%	13,200円			8,018円
70.00%	11,550円			7,018円
60.00%	9,900円			6,018円
50.00%	8,250円			5,018円

※5 株価観測期間の日経平均株価とは、原則として、2010年4月16日～2011年4月5日の東京証券取引所の各取引日における日経平均株価終値のことをいいます。

※6 ゴール株価とは、原則として、2011年4月6日（最終の参照日）における日経平均株価終値をいいます。

※7 スタート株価の80%および110%の値は、小数点以下第3位を四捨五入して算出します。

● 満期償還日の償還価額のイメージ図 ●（下図の表示は、収益分配金相当額を含みません。）



上記イメージ図は、スタート株価に対するゴール株価の水準に応じた満期償還日の償還価額を示したもので、将来の運用成果をお約束するものではありません。

株価観測期間の日経平均株価^{*5}の推移およびゴール株価の水準によって償還価額は異なります。

なお、実際の償還価額は、上記イメージ図に収益分配金相当額が加算されます。

*当ファンドの収益分配金、繰上償還価額もしくは満期償還価額の目標は、日経平均株価の水準、価格変動性（ボラティリティ）、金利水準等、投資環境の影響を受けます。また当ファンドの主要投資対象である「株価指数参照債」の特性は、スタート株価を除き、2006年1月13日の投資環境に基づいて定められており、当ファンドは当該条件を前提として運用を行います。当ファンドの設定日の投資環境に基づくものではないことにご留意下さい。

*当ファンドの収益分配目標、繰上償還価額もしくは満期償還価額の目標、およびこれらのイメージ図または試算例は、当ファンドの仕組みをわかりやすく示すために「株価指数参照債」を100%組入れた仮定に基づいたもので、実際の収益分配額や償還価額を示すものではなく、将来の運用成果をお約束するものではありません。また、繰上償還日もしくは満期償還日における当ファンドの償還価額は、各当該日における目標であり、日経平均株価の変化に対する中途換金時の基準価額を示すものではありません。

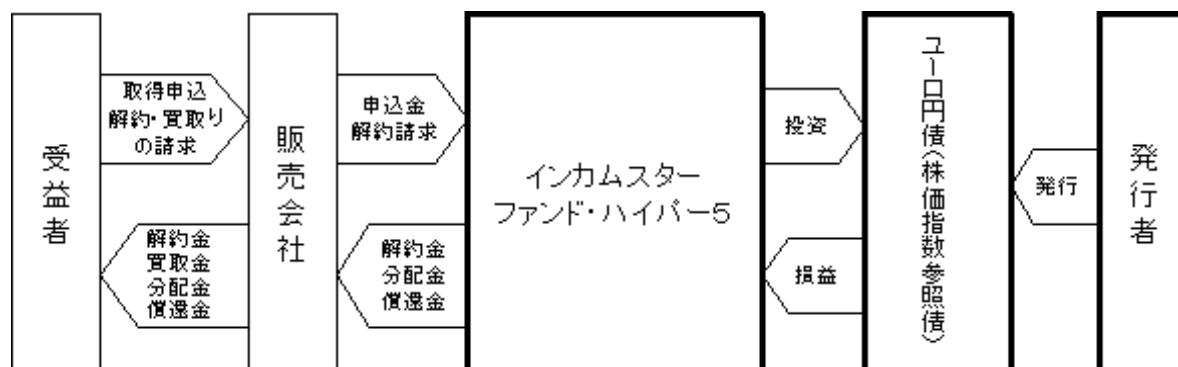
《4》主要投資対象とする「株価指数参照債」について

発行者	ドイツ銀行AGロンドン [ドイツ銀行AGの債務はS&PでA+格、ムーディーズでAa1格、フィッチ・レーティングスでAA-格/ 2008年12月31日現在]	NATIXIS・ストラクチャード・プロダクツ・リミテッド [保証会社：NATIXIS(ナティクス)(S&PでA+格、ムーディーズでAa3格、/ 2009年2月28日現在)]
発行者の概要	ドイツ銀行AGロンドンはドイツ銀行AGのロンドン支店であり、ドイツ銀行AGロンドンが発行する債券はドイツ銀行AGの債務です。ドイツ銀行AGは、2008年12月末現在、総資産約281兆円（1ユーロ=127.74円換算）を有し、グローバルにビジネスを展開する総合金融機関です。	NATIXIS ストラクチャード プロダクツ リミテッドは、ローンやオプション、デリバティブ、その他の金融取引の実行、債券または他の金融商品の発行による資金調達を主要業務としており、NATIXISの完全子会社です。 保証会社のNATIXISは、CDC（フランス預金供託公庫）グループの投資銀行部門であった CDC イクシス キャピタル マーケッツ を前身とする イクシス コーポレート アンド インベストメント バンク と ナティクス バンク ポピュレール を母体としています。 それぞれの親会社である ケス デバルニュ グループ と バンク ポピュレール グループ が資本提携したことで NATIXIS となり、グループにおける投資銀行業務を行っております。
債券の種類	ユーロ円債	

債券の性質	日本国外で発行される円建債券。為替リスクは有しません。当該発行者によって設定されたユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される社債の一つです。日経平均株価のオプション(広義のスワップ契約＝交換契約)を内包しており、日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動する性質を有しています。また、残存期間中の債券の価格は日経平均株価や国内金利の水準等の影響を受けます。日経平均株価の水準により、早期繰上償還する性質を有しています。
期間	最短約1年、最長約5年(信託期間中に早期繰上償還する可能性があります。)

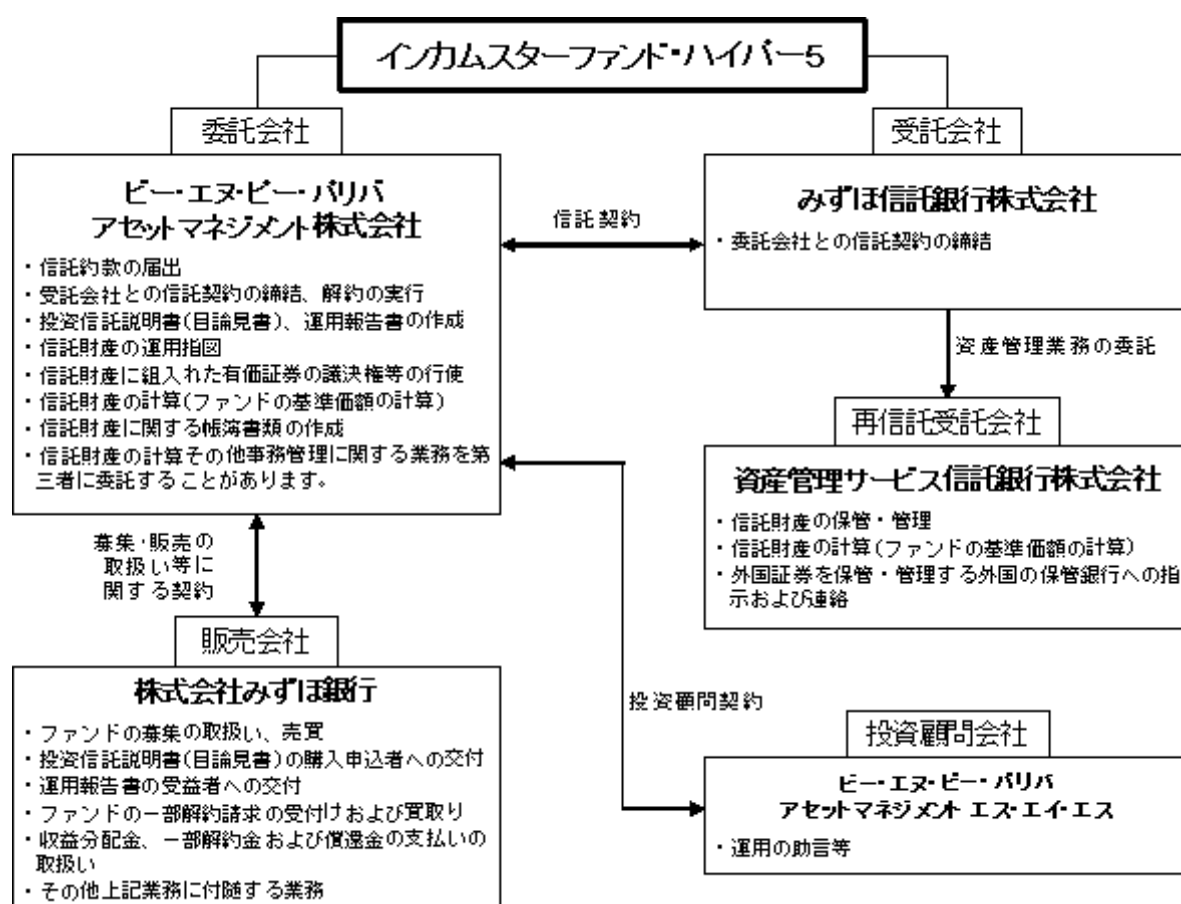
(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの流れ



b. ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
委託会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
受託会社 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
再信託受託会社 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
投資顧問会社 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス	運用に関する助言等を行います。
販売会社 株式会社みずほ銀行	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付けおよび買取り、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。



*信託契約（証券投資信託契約）

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

c. 委託会社の概況（2009年2月末現在）

① 資本金 4億5,000万円

② 沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

③ 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	4,500株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

この投資信託は、信託期間中の定期的な収益分配を目指しつつ、一定条件のもとに元本を確保することを目標に運用を行います。

b. 主要投資対象

原則としてユーロ円債を主要投資対象とします。

c. 投資態度

① 当ファンドは日経平均株価の水準により、利息および償還価格が変動する性格を有するユーロ円債（株価指数参照債）に主として投資します。

- ・ 原則として、2006年2月6日において、海外信用格付がダブルA格（S&PよりAA－／ムーディーズよりAa3）相当以上を有する発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む。）が発行する「株価指数参照債」を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れます。
- ・ 投資する「株価指数参照債」は、期間約5年の利付債券で、日経平均株価オプションを内包しており、日経平均株価の水準により利息および償還価格が変動する性格を有しています。また、当該債券の価格は国内金利の水準等によっても変動します。
- ・ 当該債券は日経平均株価の水準によって、早期繰上償還となります。

② 年4回、収益を分配します。

- ・ 信託設定後、約1年間は、日経平均株価の水準にかかわらず一定額の分配を目指します。
- ・ 2007年7月の決算日から、参照日の日経平均株価終値の水準に応じて分配額が決まります。

③ 一定の条件のもとで元本を確保して繰上償還します。

- ・ 2007年4月の決算日以降、毎年1月、4月、7月および10月の決算日に応ずる参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の110%以上の場合は、当該決算日に繰上償還します。その場合、基準価額で元本＋収益分配金相当額を確保することを目指します。

④ 株価観測期間の日経平均株価の推移とゴール株価の水準により、満期償還日の償還価額が決まります。

⑤ 投資する「株価指数参照債」については、原則として、銘柄入替は行わず、当該債券が償還されるまで継続保有する方針ですが、当該債券の格付けが著しく劣化した場合等に、目指す運用が行えないと委託者が判断した場合、当該債券を途中売却し、安定的な運用に切り替えることがあります。

⑥ 資金動向、市況動向によっては、目指す運用ができない場合があります。

⑦ ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスから運用に関する助言等を受けます。

(注)・ 投資する「株価指数参照債」は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、当該債券の値付業者等が当該債券を買取る形式がとられており、流動性の確保が図られております。

（主要投資対象とする株価指数参照債については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ④ ファンドの特色」をご参照下さい。）

- ・ 日経平均株価は、わが国の株式市場の値動きを表す代表的な指標で、東京証券取引所第1部銘柄のうち売買が活発で、市場流動性の高い225銘柄の株価をもとに算出されます。
- ・ 株価観測期間の日経平均株価とは、原則として、2010年4月16日～2011年4月5日の東京証券取引所の各取引日における日経平均株価終値のことをいいます。
- ・ 日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属しま

す。本件商品を日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

<用語の説明>

スタート株価	17,290円07銭 原則として2006年4月3日、2006年4月4日、2006年4月5日の3営業日における日経平均株価終値の平均値（小数点以下第3位を四捨五入）
ゴール株価	原則として2011年4月6日の日経平均株価終値
参 照 日	日経平均株価終値を参照して収益分配額または繰上償還の可否を決定する日で、2007年4月の決算日以降、1月15日、4月15日、7月15日および10月15日（休業日の場合は翌営業日）の決算日の7営業日前の日
株価観測期間	満期償還日の償還価額の目標を判定するために日経平均株価終値の推移を観測する期間で、2010年4月16日～2011年4月5日における東京証券取引所の各取引日

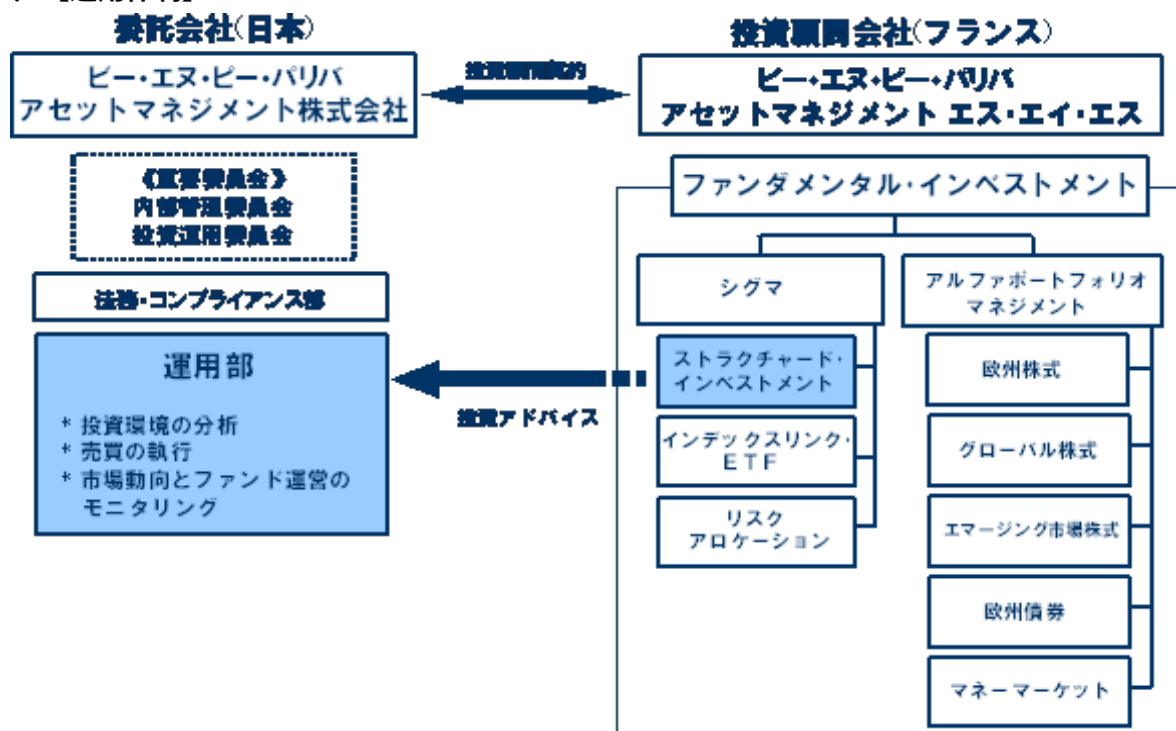
繰上償還時および満期償還時における当ファンドの償還価額の目標は、委託者が合理的判断に基づいて算出するもので、その合理的判断は、主要投資対象とする債券の発行者が別に定める発行条件を基に決定されます。スタート株価ならびにゴール株価などは、上表に記載された日の日経平均株価の終値をもとに算出されます。例外的に、市場が混乱するなどの状況で記載日の終値が入手できない場合や、日経平均株価の調整や修正が行われた場合などは、債券の発行条件と同様にスタート株価ならびにゴール株価などを算出します。

（２）【投資対象】

- a. この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
 - ③ 金銭債権
 - ④ 約束手形
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - ① 為替手形
- b. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 - ① 株券または新株引受権証書
 - ② 国債証券
 - ③ 地方債証券
 - ④ 特別の法律により法人の発行する債券
 - ⑤ 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - ⑥ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - ⑦ コマーシャル・ペーパー
 - ⑧ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - ⑨ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、①の証券または証書および⑧の証券または証書のうち①の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、②から⑥までの証券および⑧の証券または証書のうち②から⑥までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、b.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - ① 預金
 - ② 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ③ コール・ローン
 - ④ 手形割引市場において売買される手形
- d. 上記b.にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、c.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



※運用体制等は2009年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社の運用体制**運用部**（10名程度）

投資環境の分析、売買の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

投資運用委員会（5名程度）

原則として月1回および随時に開催し、投資運用や法令遵守等の状況について報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（5名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、内部管理手順およびコンプライアンスシステムの実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス部（2名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ^(※)では、投資家の保護を第一の目的として、組織的犯罪を防ぐべく、厳格な倫理規定を設けております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスでは、グループの規定に加えて、フランス投資信託及び金融資産運用会社向け倫理規定、インサイダー取引防止策、個人口座での取引制限等に関する社内規定の遵守が義務付けられています。（2009年2月末現在）

(※) ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要（2009年2月末現在）

ビー・エヌ・ピー・パリバは、2000年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバ グループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではAA格、ムーディーズではAa1格となっています。

委託会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門における日本の現地法人として1998年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金などの資金を幅広く運用しています。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスはビー・エヌ・ピー・パリバの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、リスク限定型・軽減型ファンドに加え、株式ファンド、債券ファンド、マネーマーケットファンドなどの様々なファンドの運用を行っています。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメントの格付けは、フィッチ・レーティングスでM2+格となっています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（４）【分配方針】

毎月決算のうち年4回の決算日（1月15日、4月15日、7月15日および10月15日。休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれか多い額とします。
- ② 収益分配額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益（収益分配に充てず投資信託財産に留保した収益）については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

- ① 外貨建資産への投資制限（信託約款）
外貨建資産への投資は行いません。
- ② 投資する株式等の範囲（信託約款）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
 - b. a. の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ③ 株式への投資制限（信託約款）
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（株式への転換はしないものとします。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）
委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付け時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付け時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑥ 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款）
信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または⑦の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ⑦ 有価証券の借入れ（信託約款）
有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内

とします。

⑧ 資金の借入れ（信託約款）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨ 有価証券の集中投資（信託約款）

原則として、ユーロ円債（株価指数参照債）に投資し、可能な限り高位に組入れます。

⑩ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

⑪ 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動き、組入れた有価証券の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）の信用状況の変化などの影響により、基準価額は大幅に変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護および日本投資者保護基金の補償の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、当ファンドは、全信託期間（満期償還または繰上償還まで）にわたってご投資頂くことを前提に組成したファンドです。日経平均株価が上昇した場合でも、それに連動して信託期間中の基準価額は上昇するとは限りません。したがって、信託期間中の中途換金による売買差益の追求等にはもとより適しておりません。

(1) 運用に関するリスク

① 市場リスク

当ファンドが主要投資対象とする「株価指数参照債」は、日経平均株価の下落および金利の上昇等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりの場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

「株価指数参照債」の償還価格によっては、満期償還時に投資元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドの投資方針の性格から、日経平均株価が上昇となった場合でも、上昇メリットを享受できるケースが限定されていることにご留意下さい。

② 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする債券の発行者（当該発行者が発行する債券の保証者を含む）が倒産およびその他の理由により当該債券の利息または償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクを有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったときには、当該債券の価格は大きく下落する、または償還金が支払われなくなる可能性があることから、投資元本を下回る可能性や、目指す運用が行えないことがあります。

③ 特定の債券への銘柄集中によるリスク

当ファンドは、原則として「株価指数参照債」を高位に組入れます。原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還または繰上償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのためにファンドの価額が下落する可能

性があります。

また、スタート株価決定後、約一週間後に「株価指数参照債」が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがありますのでご留意下さい。

④ 日経平均株価の継続性等のリスク

当ファンドが参照する日経平均株価は日本経済新聞社が発表する、東京証券取引所第1部上場銘柄の株価水準を示す指標ですが、株式市場自体の変化等により、その指標性の消失や指標自体の消滅が起こる場合があります。その場合、当ファンドは「株価指数参照債」を売却し、安定運用に切り換えられることがあるため、目指す運用が行えないことがあります。

⑤ 日経平均株価の銘柄構成入替えのリスク

日経平均株価の銘柄構成変更、株式市場自体の変化により、日経平均株価の指標性や価格変動性などが変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、ファンドの繰上償還および償還価額の決定方法に変更はありません。

⑥ 法令、税制および会計基準等の変更に伴うリスク

当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額は、2006年1月末現在における日本および当ファンドの運用に関連する他国の法令、税制（消費税率等を含みます。）および会計基準等に基づいて試算しています。したがって、将来、その関連する法令、税制および会計基準等が変更された場合、当ファンドの目標とする収益分配額、繰上償還価額および満期償還価額が達成できない可能性があります。

(2) 権利行使の制限・留意事項

① 権利行使の制限

中途換金（中途解約・買取り）のお申込みは、特別な事由を除き、2007年4月16日以降、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）のみとなります。（最終のお申込日は2011年3月15日です。）お申込日に制限がありますのでご注意ください。

また、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、中途換金の請求の受付が中止または取消しされることがあります。

② 中途換金について

信託期間中の中途換金については、お申込日の翌営業日の基準価額が適用されるため、実勢での取引となり、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの満期償還価額および繰上償還価額の目標は、信託期間中の基準価額を示すものではありません。

信託期間中の基準価額と日経平均株価との連動性は償還時とは異なります。

中途換金時には、1.0%の信託財産留保額が差し引かれる点にも合わせてご留意下さい。

(3) その他投資信託に関する一般的なリスク

① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

② 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

③ 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

④ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用に影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・ 投資信託は預金ではありません。
- ・ 投資信託は金融債ではありません。
- ・ 投資信託は保険契約ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（銀行は販売の窓口となります。）
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうか、モニタリングを行います。

運用部においては、運用プロセスの一環として、保有債券の格付けや価格の動向等を定期的にモニタリングします。また、投資顧問会社より、株価指数参照債の価格動向や価格の水準について、アドバイスを受けます。運用部は、ファンドの運用計画を投資運用委員会に報告します。一方、管理部門において、運用ガイドラインや法令の遵守状況に関して、事後的なチェックが行われます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（１円×取得口数）に2.1%（税抜2.0%）を乗じた額を上限とします。詳細については、販売会社にお問合わせ下さい。お申込手数料は消費税等相当額（５%）を含みます。償還乗換優遇制度の適用はありません。

なお、当ファンドは募集期間（2006年３月１日～2006年３月31日）を終了しております。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 手数料はかかりません。
- ② 信託財産留保額…換金申込日の翌営業日の基準価額の1.0%を乗じて得た額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

- ① 委託者および受託者の信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に以下の率（年率）を乗じて得た額とします。なお、税法の改正が行われた場合に、以下の率を上限として信託報酬額を変更することがあります。

時期	支払先内訳	信託報酬額
信託設定日から2007年 4月16日までの毎日	信託報酬の総額	信託元本総額に対して 1.04475%（税抜0.995%）
	配分 委託会社	0.94500%（税抜0.900%）
	販売会社	0.05250%（税抜0.050%）
	受託会社	0.04725%（税抜0.045%）
2007年４月17日から 信託終了日までの毎日	信託報酬の総額	信託元本総額に対して 0.30975%（税抜0.295%）
	配分 委託会社	0.21000%（税抜0.200%）
	販売会社	0.05250%（税抜0.050%）
	受託会社	0.04725%（税抜0.045%）

- ② 信託報酬は、原則として、毎3計算期末に当該末日の受益権口数に対応する金額を、ならびに一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を、信託財産中より支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産より支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 売買・保管等に要する費用
ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ② 諸経費
信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。
信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、原則として、毎3計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

※その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、当該費用および費用全体の合計額（上限額等を含む）については、表示をすることができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。（2009年２月末現在）

なお、今後税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

2010年12月31日まで	2011年1月1日以降
収益分配金に対して、原則として20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ^{（※1）} ただし、源泉徴収税率の特例措置として、10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。この場合、その年中の上場株式等を含めた配当所得の合計額が100万円を超える場合には、その超える部分については特例税率が適用されません。 ^{（※2）}	収益分配金に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ^{（※1）}

◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

※1 源泉徴収により、申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

※2 配当等（年間1銘柄当たり1万円以下のものを除く）の金額の合計額が100万円を超える方については、申告不要の特例は適用されませんので、確定申告が必要です。

一部解約金、買取代金^{（※3）}、償還金について

2010年12月31日まで	2011年1月1日以降
解約価額、買取価額または償還価額から取得に要した費用（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額）を控除した利益（譲渡益）に、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。 ^{（※4）} ただし特例措置として、上場株式等の譲渡益の500万円以下の部分については10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。 ^{（※5）}	解約価額、買取価額または償還価額から取得に要した費用（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額）を控除した利益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

※3 買取の場合、顧客の買取請求に基づき販売会社が顧客から買取った受益権を直ちに解約請求したことにより支払を受ける解約金については、一定の要件のもとで、源泉徴収額相当が免除されます。

※4 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

※5 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合は、株式等を含めた年間の譲渡益の合計額が500万円を超える方は確定申告が必要です。（500万円を超える部分については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用されます。）

●法人受益者に対する課税**収益分配金、一部解約金、償還金について**

2009年3月31日まで	2009年4月1日以降
収益分配金ならびに解約価額および償還価額の元本超過額については、7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金ならびに解約価額および償還価額の元本超過額については、15%（所得税）が源泉徴収されます。

買取代金^{（※6）}について

買取価額から取得に要した費用（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額）を控除した利益（譲渡益）については、法人課税の適用となります。

※6 顧客の買取請求に基づき販売会社が顧客から買取った受益権を直ちに解約請求したことにより支払を受ける解約金については、一定の要件のもとで、源泉徴収額相当が免除されます。

◆ 当ファンドが支払う収益分配金は、全額課税対象です。

◆ 益金不算入制度は当ファンドには適用されません。

今後、税法の改正が行われた場合には、変更になる可能性があります。また詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

●元本について

当ファンドの受益者の元本は1万口当たり1万円（1口当たり1円）です。
お申込手数料および消費税等相当額は含みません。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（2009年２月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	イギリス	3,983,561,700	51.25
	ジャージー	3,746,655,900	48.21
	小計	7,730,217,600	99.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		42,040,290	0.54
合計（純資産総額）		7,772,257,890	100.00

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】（2009年２月末現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜主要銘柄の明細＞

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価（円）		評価（円）		償還期限	投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額		
1	イギリス	社債券	DEUTSCHE BANK MTN 13/APR/2011	9,327,000,000	99.95	9,322,336,500	42.71	3,983,561,700	2011/4/13	51.25
2	ジャージー	社債券	NATIXIS MTN 13/APR/2011	9,327,000,000	99.95	9,322,336,500	40.17	3,746,655,900	2011/4/13	48.21

＊評価単価および評価金額には、未収利息相当額が含まれています。

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

種類	投資比率（％）
社債券	99.46
合計	99.46

＊投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および2009年2月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間		純資産総額（円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	（第1期末） 2006年 5月15日	19,444,927,527	19,444,927,527	9,672	9,672
	（第2期末） 6月15日	17,669,129,069	17,669,129,069	8,789	8,789
	（第3期末） 7月18日	17,361,452,240	17,771,573,840	8,636	8,840
第2特定期間	（第4期末） 8月15日	18,587,625,166	18,587,625,166	9,246	9,246
	（第5期末） 9月15日	18,672,033,969	18,672,033,969	9,288	9,288
	（第6期末） 10月16日	18,928,415,514	19,338,537,114	9,415	9,619
	（第7期末） 11月15日	18,784,297,995	18,784,297,995	9,344	9,344
	（第8期末） 12月15日	19,240,258,068	19,240,258,068	9,570	9,570
	（第9期末） 2007年 1月15日	18,920,720,241	19,330,535,841	9,418	9,622
第3特定期間	（第10期末） 2月15日	19,438,162,006	19,438,162,006	9,676	9,676
	（第11期末） 3月15日	18,595,205,598	18,595,205,598	9,256	9,256
	（第12期末） 4月16日	18,995,435,216	19,405,250,816	9,456	9,660
	（第13期末） 5月15日	18,856,353,272	18,856,353,272	9,438	9,438
	（第14期末） 6月15日	19,061,976,380	19,061,976,380	9,610	9,610
	（第15期末） 7月17日	18,887,695,263	19,135,382,763	9,532	9,657
第4特定期間	（第16期末） 8月15日	17,372,833,379	17,372,833,379	8,803	8,803
	（第17期末） 9月18日	16,812,247,651	16,812,247,651	8,523	8,523
	（第18期末） 10月15日	18,222,754,237	18,258,259,237	9,238	9,256
	（第19期末） 11月15日	16,309,935,188	16,309,935,188	8,300	8,300
	（第20期末） 12月17日	16,226,367,943	16,226,367,943	8,291	8,291
	（第21期末） 2008年 1月15日	15,054,158,745	15,089,366,745	7,696	7,714
第5特定期間	（第22期末） 2月15日	14,755,871,633	14,755,871,633	7,555	7,555
	（第23期末） 3月17日	12,898,991,285	12,898,991,285	6,623	6,623
	（第24期末） 4月15日	14,073,693,472	14,108,653,072	7,246	7,264
	（第25期末） 5月15日	15,245,331,968	15,245,331,968	7,850	7,850
	（第26期末） 6月16日	15,217,142,723	15,217,142,723	7,848	7,848
	（第27期末） 7月15日	13,868,567,868	13,903,291,668	7,189	7,207
第6特定期間	（第28期末） 8月15日	14,176,266,017	14,176,266,017	7,372	7,372
	（第29期末） 9月16日	12,578,874,908	12,578,874,908	6,574	6,574
	（第30期末） 10月15日	9,701,152,690	9,735,433,690	5,094	5,112
	（第31期末） 11月17日	8,599,019,912	8,599,019,912	4,523	4,523
	（第32期末） 12月15日	8,807,142,601	8,807,142,601	4,657	4,657
	（第33期末） 2009年 1月15日	8,218,729,839	8,252,589,639	4,369	4,387
第7特定期間	（第34期末） 2月16日	7,988,256,625	7,988,256,625	4,256	4,256
2008年 2月末		14,649,873,151	—	7,522	—
3月末		13,549,359,809	—	6,976	—
4月末		14,829,319,368	—	7,636	—
5月末		15,357,619,765	—	7,921	—
6月末		14,451,215,431	—	7,491	—
7月末		14,446,011,982	—	7,513	—
8月末		14,114,449,114	—	7,377	—
9月末		12,249,431,817	—	6,432	—
10月末		8,621,744,187	—	4,535	—
11月末		8,574,449,653	—	4,534	—
12月末		8,949,761,674	—	4,758	—
2009年 1月末		8,158,970,653	—	4,347	—
2月末		7,772,257,890	—	4,167	—

＊基準価額は1万口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間			分配金(円)
第1特定期間	第1期	自 2006年 4月 3日	至 2006年 5月15日	0
	第2期	自 2006年 5月16日	至 2006年 6月15日	0
	第3期	自 2006年 6月16日	至 2006年 7月18日	204
第2特定期間	第4期	自 2006年 7月19日	至 2006年 8月15日	0
	第5期	自 2006年 8月16日	至 2006年 9月15日	0
	第6期	自 2006年 9月16日	至 2006年 10月16日	204
	第7期	自 2006年 10月17日	至 2006年 11月15日	0
	第8期	自 2006年 11月16日	至 2006年 12月15日	0
	第9期	自 2006年 12月16日	至 2007年 1月15日	204
第3特定期間	第10期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	0
	第11期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	0
	第12期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	204
	第13期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	0
	第14期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	0
	第15期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	125
第4特定期間	第16期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	0
	第17期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	0
	第18期	自 2007年 9月19日	至 2007年 10月15日	18
	第19期	自 2007年 10月16日	至 2007年 11月15日	0
	第20期	自 2007年 11月16日	至 2007年 12月17日	0
	第21期	自 2007年 12月18日	至 2008年 1月15日	18
第5特定期間	第22期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	0
	第23期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	0
	第24期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	18
	第25期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	0
	第26期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	0
	第27期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	18
第6特定期間	第28期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	0
	第29期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	0
	第30期	自 2008年 9月17日	至 2008年 10月15日	18
	第31期	自 2008年 10月16日	至 2008年 11月17日	0
	第32期	自 2008年 11月18日	至 2008年 12月15日	0
	第33期	自 2008年 12月16日	至 2009年 1月15日	18
第7特定期間	第34期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	0

*分配金は1万口当たり

③ 【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率(%)
第1特定期間	第1期	自 2006年 4月 3日	至 2006年 5月15日	△3.3
	第2期	自 2006年 5月16日	至 2006年 6月15日	△9.1
	第3期	自 2006年 6月16日	至 2006年 7月18日	0.6
第2特定期間	第4期	自 2006年 7月19日	至 2006年 8月15日	7.1
	第5期	自 2006年 8月16日	至 2006年 9月15日	0.5
	第6期	自 2006年 9月16日	至 2006年 10月16日	3.6
	第7期	自 2006年 10月17日	至 2006年 11月15日	△0.8
	第8期	自 2006年 11月16日	至 2006年 12月15日	2.4
	第9期	自 2006年 12月16日	至 2007年 1月15日	0.5
第3特定期間	第10期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	2.7
	第11期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	△4.3
	第12期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	4.4
	第13期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	△0.2
	第14期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	1.8
	第15期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	0.5
第4特定期間	第16期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	△7.6
	第17期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	△3.2
	第18期	自 2007年 9月19日	至 2007年 10月15日	8.6
	第19期	自 2007年 10月16日	至 2007年 11月15日	△10.2
	第20期	自 2007年 11月16日	至 2007年 12月17日	△0.1
	第21期	自 2007年 12月18日	至 2008年 1月15日	△7.0
第5特定期間	第22期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	△1.8
	第23期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	△12.3
	第24期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	9.7
	第25期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	8.3
	第26期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	△0.0
	第27期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	△8.2
第6特定期間	第28期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	2.5
	第29期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	△10.8
	第30期	自 2008年 9月17日	至 2008年 10月15日	△22.2
	第31期	自 2008年 10月16日	至 2008年 11月17日	△11.2
	第32期	自 2008年 11月18日	至 2008年 12月15日	3.0
	第33期	自 2008年 12月16日	至 2009年 1月15日	△5.8
第7特定期間	第34期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	△2.6

＊各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2006年4月3日 信託約款締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- 1) お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
- 2) お申込みの受付けは、募集期間（2006年3月1日～2006年3月31日）の毎営業日午後3時（半休日の場合は午前11時）までとなります。募集期間終了後、お申込みの受付けはいたしません。
- 3) お申込単位は、1,000万口以上100万口単位（1口当たり1円）です。
- 4) お申込手数料は2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率とします。
 ※ 当該手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。
 ※ 詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
- 5) なお、当ファンドは募集期間（2006年3月1日～2006年3月31日）を終了しております。

2【換金（解約）手続等】

換金の方法には、解約請求と買取請求があります。

●解約請求について

- 1) 中途解約のお申込みは、販売会社にて行っていただきます。
- 2) 受益者は、原則として、2007年4月16日以降、毎月15日（休業日の場合には翌営業日）を解約請求日として、100万口単位で、中途解約の請求をすることができます。
- 3) クローズド期間（設定日から2007年4月15日まで）は中途解約のお申込みはできません。ただし、次の事由に限り、特別解約の請求をすることができます。

- ・受益者が死亡したとき
- ・受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・受益者が破産宣告を受けたとき
- ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

- 4) 中途解約の請求の受付けは、毎解約請求日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌解約請求日の取扱いとさせていただきます。
- 5) 解約価額は、当該解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約価額は、販売会社にお問合わせすることができます。また、以下にお問合わせすることもできます。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
 電話番号：0120-996-222
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

- 6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、解約請求の受付けを中止または取消しすることがあります。
- 7) 解約請求の受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該証券の解約価額は、当該受付中止または取消しを解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして5)の規定に準じて計算された価額とします。
- 8) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

●買取請求について

- 1) 買取請求は、販売会社にて行っていただきます。
- 2) 受益者は、原則として、2007年4月16日以降、毎月15日（休業日の場合には翌営業日）を買取請求日として、100万口単位で、買取りの請求をすることができます。
- 3) クローズド期間中（設定日から2007年4月15日まで）は買取請求できません。ただし、次の事由に限り、特別買取の請求をすることができます。

- ・受益者が死亡したとき
- ・受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・受益者が破産宣告を受けたとき
- ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・その他前各号に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき

- 4) 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額に1.0%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額から、当該買取りに関して買取を行う販売会社にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします。
- 5) 販売会社は、証券取引所における取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、買取りを中止することができるものとします。
- 6) 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、4)の規定に準じて計算された価額とします。

※当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日計算されます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。
- ・ 主として投資を行う公社債については、原則として、基準価額の計算日における以下のいずれかの価額で評価します。
 - ◆ 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）
 - ◆ 第一種金融取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）
 - ◆ 価格情報会社の提供する価額
- ・ 日々の基準価額は、販売会社または下記までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として、毎週木曜日の基準価額が、同週土曜日の日本経済新聞にも掲載される予定です。（掲載名「インカムハイパ5」）

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2006年4月3日から2011年4月15日までとします。ただし、下記(5)1)により、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日（休業日の場合は翌営業日）までとします。ただし、第1期計算期間は2006年4月3日から2006年5月15日までとします。なお、各計算期間の末日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

1) 信託契約の解約（繰上償還）

●以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- (1) 2007年4月の決算日以降、毎年1月、4月、7月、および10月の決算日に応ずる参照日の日経平均株価終値が、スタート株価の110%以上の場合。
- (2) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- (3) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この限りではありません。
※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。
- (4) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

あらかじめ、解約（繰上償還）しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

- ① 上記について、あらかじめ、解約（繰上償還）しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ② 異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ③ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約（繰上償還）をしません。
- ④ 委託会社は、この信託契約の解約（繰上償還）をしないこととしたときは、解約（繰上償還）しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑤ ②～④までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 委託会社の事業の譲渡および継承に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、運用報告書（償還の場合は償還報告書）を作成し受益者に交付します。第1回目の作成は、第3期決算日終了後（2006年7月）とし、以後毎6決算日終了毎（1月および7月）に作成し交付します。

4) 信託約款の変更

- 以下の事由の場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、当ファンドは信託約款を変更することがあります。

- (1) 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
- (2) 委託会社が、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするとき。

●重要な内容についての変更

- ① 上記(1)および(2)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ② 異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ③ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ④ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

5) 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社：

「募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて受益権の募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

○投資顧問会社：

投資顧問契約に基づき、運用に関する助言等を受けています。当該契約では、

- ・ (i)90日以前に書面で投資アドバイザーに通知する (ii)投資アドバイザーが当該契約上の義務に実質的に違反し修復が可能でマネジャーから要請を受け14日以内に修復できなかった場合、もしくは(iii)信託契約が解約される場合は、いつでも書面で投資アドバイザーに通知することによりマネジャーは、投資アドバイザーの指名を解除することができます。
- ・ 投資アドバイザーは、90日以前に書面でマネジャーに通知することによって辞任すること

ができます。

- ・ 権利義務は、どちらの当事者によっても相手の当事者の合意を得ない限り、譲渡することはできません。
- ・ 両当事者の書面による合意なくして、変更、停止無視、または中止することはできません。

6) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

2【受益者の権利等】

- ① ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ② 収益分配金に対する権利
 - 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
 - 2) 受益者は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
 - 3) 収益分配金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ③ 償還金に対する権利
 - 1) 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
 - 2) 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
 - 3) 償還金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ④ 受益権の解約請求権
 - 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対する解約請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。
 - 2) 受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ⑤ 受益権の買取請求権
 - 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に対する買取請求権を有します。権利行使に際しましては、前掲「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。
 - 2) 受取代金の支払いは、販売会社にて行うものとします。
- ⑥ 受益者集会は開催されません。
- ⑦ 反対者の買取請求権
信託約款の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は1ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）および第6特定期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【インカムスターファンド・ハイパー5】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間末 (平成20年7月15日現在)	第6特定期間末 (平成21年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,784,674	94,738,781
社債券	*3 13,826,824,250	*3 8,170,557,850
未収利息	920	129
その他未収収益	712,206	2,112,581
流動資産合計	13,918,322,050	8,267,409,341
資産合計	13,918,322,050	8,267,409,341
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,723,800	33,859,800
未払受託者報酬	2,272,760	2,240,615
未払委託者報酬	12,626,372	12,447,837
その他未払費用	131,250	131,250
流動負債合計	49,754,182	48,679,502
負債合計	49,754,182	48,679,502
純資産の部		
元本等		
元本	*1 19,291,000,000	*1 18,811,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △5,422,432,132	*2 △10,592,270,161
元本等合計	13,868,567,868	8,218,729,839
純資産合計	13,868,567,868	8,218,729,839
負債純資産合計	13,918,322,050	8,267,409,341

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第５特定期間 自 平成20年 1 月16日 至 平成20年 7 月15日	第６特定期間 自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 1 月15日
営業収益		
受取利息	103,625,531	101,327,829
有価証券売買等損益	*3 △990,979,850	*3 △5,377,368,000
その他収益	1,426,691	1,400,375
営業収益合計	△885,927,628	△5,274,639,796
営業費用		
受託者報酬	4,572,687	4,533,206
委託者報酬	*1 25,403,762	*1 25,184,527
その他費用	262,500	262,500
営業費用合計	30,238,949	29,980,233
営業利益又は営業損失（△）	△916,166,577	△5,304,620,029
経常利益又は経常損失（△）	△916,166,577	△5,304,620,029
当期純利益又は当期純損失（△）	△916,166,577	△5,304,620,029
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,505,841,255	△5,422,432,132
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,259,100	202,922,800
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,259,100	202,922,800
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	*2 69,683,400	*2 68,140,800
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,422,432,132	△10,592,270,161

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5特定期間 (自 平成20年 1月16日 至 平成20年 7月15日)	第6特定期間 (自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左

(貸借対照表に関する注記)

第5特定期間末 (平成20年7月15日現在)	第6特定期間末 (平成21年1月15日現在)
*1 (1) 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率 設定年月日 平成18年4月3日 設定元本額 20,104,000,000円 期首元本額 19,560,000,000円 元本残存率 95.95602% (2) 特定期間末における受益権の総数 19,291,000,000口	*1 (1) 信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本及び元本残存率 設定年月日 平成18年4月3日 設定元本額 20,104,000,000円 期首元本額 19,291,000,000円 元本残存率 93.56844% (2) 特定期間末における受益権の総数 18,811,000,000口
*2 貸借対照表の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、5,422,432,132円であります。	*2 貸借対照表の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、10,592,270,161円であります。
*3 社債券には、未収利息相当額（1,131,028円）が含まれています。	*3 社債券には、未収利息相当額（1,102,888円）が含まれています。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5特定期間 (自 平成20年 1月16日 至 平成20年 7月15日)		
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		965,951円
*2 分配金の計算過程(自 平成20年1月16日 至平成20年4月15日) 平成20年4月15日における費用控除後の利息等収益47,385,137円（1万口当たり24円）を分配対象額として34,959,600円（1万口当たり18円）を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	52,207,644円
経費	B	4,822,507円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	47,385,137円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	19,422,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	19,422,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	47,385,137円
1万口当たり分配可能額	G (F/D) × 10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	34,959,600円
分配金の計算過程(自 平成20年4月16日 至平成20年7月15日) 平成20年7月15日における費用控除後の利息等収益47,075,545円（1万口当たり24円）を分配対象額として34,723,800円（1万口当たり18円）を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	51,866,552円
経費	B	4,791,007円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	47,075,545円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	19,291,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	19,291,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	47,075,545円
1万口当たり分配可能額	G (F/D) × 10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	34,723,800円
*3 有価証券売買等損益には、受取利息相当額（1,131,028円）が含まれています。		

第6特定期間 (自 平成20年 7月16日 至 平成21年 1月15日)		
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		
		956,667円
*2 分配金の計算過程(自 平成20年7月16日 至平成20年10月15日) 平成20年10月15日における費用控除後の利息等収益46,475,932円(1万口当たり24円)を分配対象額として34,281,000円(1万口当たり18円)を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	51,205,806円
経費	B	4,729,874円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	46,475,932円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	19,045,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	19,045,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	46,475,932円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	34,281,000円
分配金の計算過程(自 平成20年10月16日 至平成21年1月15日) 平成21年1月15日における費用控除後の利息等収益45,540,988円(1万口当たり24円)を分配対象額として33,859,800円(1万口当たり18円)を分配金額としております。		
当ファンドの利息等収益	A	50,535,586円
経費	B	4,994,598円
費用控除後の利息等収益	C (A-B)	45,540,988円
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	18,811,000,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	18,811,000,000口
分配可能額	F (C×D/E)	45,540,988円
1万口当たり分配可能額	G (F/D)×10,000	24円
1万口当たり分配額	H	18円
収益分配金額	I (H×D)/10,000	33,859,800円
*3 有価証券売買等損益には、受取利息相当額(1,102,888円)が含まれています。		

(有価証券に関する注記)

第5特定期間末(平成20年7月15日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社 債 券	13,826,824,250	△ 985,770,100
合 計	13,826,824,250	△ 985,770,100

(注) 貸借対照表計上額には未収利息相当額(1,131,028円)が、当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額(1,131,028円)が、それぞれ含まれています。

第6特定期間末(平成21年1月15日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額(円)
社 債 券	8,170,557,850	△ 5,312,226,400
合 計	8,170,557,850	△ 5,312,226,400

(注) 貸借対照表計上額には未収利息相当額(1,102,888円)が、当特定期間の損益に含まれた評価差額には受取利息相当額(1,102,888円)が、それぞれ含まれています。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

第5特定期間末 (平成20年7月15日現在)		第6特定期間末 (平成21年1月15日現在)	
一口当たり純資産額	0.7189 円	一口当たり純資産額	0.4369 円
(一万口当たり純資産額	7,189 円)	(一万口当たり純資産額	4,369 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	DEUTSCHE BANK MTN 2011/4/13	9,405,500,000	4,203,317,950	
	NATIXIS MTN 2011/4/13	9,405,500,000	3,967,239,900	
社債券 小計		18,811,000,000	8,170,557,850	
合 計		18,811,000,000	8,170,557,850	

(注) 評価額には、未収利息相当額 (1,102,888円) が含まれています。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2009年2月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 資産総額	7,779,129,704 円
II 負債総額	6,871,814 円
III 純資産総額（I－II）	7,772,257,890 円
IV 発行済口数	18,654,000,000 口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	0.4167 円

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

持定期間	計算期間			設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1持定期間	第1期	自 2006年 4月 3日	至 2006年 5月15日	20,104,000,000	—	20,104,000,000
	第2期	自 2006年 5月16日	至 2006年 6月15日	—	—	20,104,000,000
	第3期	自 2006年 6月16日	至 2006年 7月18日	—	—	20,104,000,000
第2持定期間	第4期	自 2006年 7月19日	至 2006年 8月15日	—	—	20,104,000,000
	第5期	自 2006年 8月16日	至 2006年 9月15日	—	—	20,104,000,000
	第6期	自 2006年 9月16日	至 2006年 10月16日	—	—	20,104,000,000
	第7期	自 2006年 10月17日	至 2006年 11月15日	—	—	20,104,000,000
	第8期	自 2006年 11月16日	至 2006年 12月15日	—	—	20,104,000,000
	第9期	自 2006年 12月16日	至 2007年 1月15日	—	15,000,000	20,089,000,000
第3持定期間	第10期	自 2007年 1月16日	至 2007年 2月15日	—	—	20,089,000,000
	第11期	自 2007年 2月16日	至 2007年 3月15日	—	—	20,089,000,000
	第12期	自 2007年 3月16日	至 2007年 4月16日	—	—	20,089,000,000
	第13期	自 2007年 4月17日	至 2007年 5月15日	—	109,000,000	19,980,000,000
	第14期	自 2007年 5月16日	至 2007年 6月15日	—	145,000,000	19,835,000,000
	第15期	自 2007年 6月16日	至 2007年 7月17日	—	20,000,000	19,815,000,000
第4持定期間	第16期	自 2007年 7月18日	至 2007年 8月15日	—	80,000,000	19,735,000,000
	第17期	自 2007年 8月16日	至 2007年 9月18日	—	10,000,000	19,725,000,000
	第18期	自 2007年 9月19日	至 2007年 10月15日	—	—	19,725,000,000
	第19期	自 2007年 10月16日	至 2007年 11月15日	—	75,000,000	19,650,000,000
	第20期	自 2007年 11月16日	至 2007年 12月17日	—	80,000,000	19,570,000,000
	第21期	自 2007年 12月18日	至 2008年 1月15日	—	10,000,000	19,560,000,000
第5持定期間	第22期	自 2008年 1月16日	至 2008年 2月15日	—	30,000,000	19,530,000,000
	第23期	自 2008年 2月16日	至 2008年 3月17日	—	53,000,000	19,477,000,000
	第24期	自 2008年 3月18日	至 2008年 4月15日	—	55,000,000	19,422,000,000
	第25期	自 2008年 4月16日	至 2008年 5月15日	—	2,000,000	19,420,000,000
	第26期	自 2008年 5月16日	至 2008年 6月16日	—	31,000,000	19,389,000,000
	第27期	自 2008年 6月17日	至 2008年 7月15日	—	98,000,000	19,291,000,000
第6持定期間	第28期	自 2008年 7月16日	至 2008年 8月15日	—	62,000,000	19,229,000,000
	第29期	自 2008年 8月16日	至 2008年 9月16日	—	95,000,000	19,134,000,000
	第30期	自 2008年 9月17日	至 2008年 10月15日	—	89,000,000	19,045,000,000
	第31期	自 2008年 10月16日	至 2008年 11月17日	—	34,000,000	19,011,000,000
	第32期	自 2008年 11月18日	至 2008年 12月15日	—	100,000,000	18,911,000,000
	第33期	自 2008年 12月16日	至 2009年 1月15日	—	100,000,000	18,811,000,000
第7持定期間	第34期	自 2009年 1月16日	至 2009年 2月16日	—	42,000,000	18,769,000,000

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間における設定口数（口）は、当初募集期間の当初設定口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成21年2月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 7,950 株
発行済株式総数 4,500 株
株式 記名式・額面 100,000 円
平成12年 5月10日に7,000万円の増資
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資
平成13年 9月26日に3,000万円の増資
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資
平成14年 9月27日に1億5,000万円の増資
平成17年 3月30日に8億500万円の減資
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資

b. 委託会社等の機構

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

平成21年2月末現在、委託会社が運用するファンドは56ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託9本、単位型公社債投資信託28本）であり、純資産総額の合計額は1,807億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しており、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、第9期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受けております。また、第11期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産	※3						
預金			690,164			269,742	
前払費用			25,958			6,515	
未収委託者報酬			345,529			858,329	
未収投資顧問料			123,021			357,680	
未収収益			15,932			37,412	
未収入金			8,469			1,673	
繰延税金資産			29,163			49,775	
流動資産計			1,238,239	94.4		1,581,130	84.6
固定資産							
有形固定資産			29,195	2.2		104,229	5.6
建物	※1	25,580			100,859		
器具備品	※1	3,615			3,370		
無形固定資産			2,496	0.2		2,623	0.2
ソフトウェア	※2	1,371			1,499		
その他		1,124			1,124		
投資その他の資産			41,854	3.2		180,715	9.7
長期差入保証金		35,654			174,515		
投資有価証券		6,000			6,000		
その他		200			200		
固定資産計			73,546	5.6		287,568	15.4
資産合計			1,311,785	100.0		1,868,699	100.0

有価証券報告書（内国役員信託）

期別		第9期 (平成19年3月31日現在)			第10期 (平成20年3月31日現在)			
負債の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
流動負債	※4	千円	千円	%	千円	千円	%	
預り金			26,812			26,579		
未払金			361,502			802,258		
未払手数料		292,647			702,198			
その他未払金		68,855			100,059			
未払費用			11,576			56,193		
賞与引当金			33,402			49,780		
役員賞与引当金			7,294			6,252		
未払法人税等			18,641			63,070		
前受収益			—			2,268		
流動負債計				459,229	35.0		1,006,403	53.9
固定負債								
退職給付引当金				184,854			254,489	
役員退職慰労引当金				27,159			38,875	
固定負債計			212,013	16.2		293,365	15.7	
負債合計			671,242	51.2		1,299,768	69.6	
純資産の部								
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比	
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%	
資本金			450,000	34.3		450,000	24.0	
資本剰余金			37,200	2.8		37,200	2.0	
資本準備金		37,000			37,000			
その他資本剰余金		200			200			
利益剰余金			153,342	11.7		81,729	4.4	
利益準備金		75,500			75,500			
その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		77,842			6,229			
株主資本合計			640,543	48.8		568,930	30.4	
純資産合計				640,543	48.8		568,930	30.4
負債・純資産合計			1,311,785	100.0		1,868,699	100.0	

(2) 【損益計算書】

期別				第9期 自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日			第10期 自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日		
科目			注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	※1	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		1,739,268		3,459,393			
		投資顧問料		593,452		509,625			
		その他営業収益		76,315		93,783			
		営業収益計		2,409,036	100.0	4,062,803	100.0		
		営業費用							
		支払手数料		940,925		2,213,023			
		広告宣伝費		9,475		36,025			
		調査研究費		52,281		62,194			
		委託計算費		111,115		122,754			
		営業雑経費		63,066		94,503			
		印刷費		58,048		90,560			
		協会費		5,017		3,942			
		営業費用計		1,176,865	48.9	2,528,500	62.2		
		一般管理費							
		給料		591,094		792,823			
		役員報酬		77,301		86,495			
		給料・手当		417,330		540,700			
		賞与		96,462		165,627			
		業務委託費		90,720		121,598			
		交際費		3,029		7,745			
		旅費交通費		24,589		41,207			
		事業税		4,276		5,745			
		租税公課		5,409		578			
	不動産賃借料	106,276		157,806					
	賞与引当金繰入額	35,398		49,780					
	役員賞与引当金繰入額	5,298		6,252					
	退職金	66		141					
	退職給付費用	51,507		97,546					
	役員退職慰労引当金繰入額	10,545		6,998					
	固定資産減価償却費	16,467		30,338					
	諸経費	100,922		128,211					
	一般管理費計	1,045,600	43.4	1,446,774	35.6				
	営業利益				186,570	7.7		87,528	2.2
営業外損益の部	営業外損益の部	※2	981 4			3,016 931			
				986	0.1		3,948	0.1	
				15			—		
				15	0.0		—	0.0	
経常利益				187,541	7.8		91,476	2.3	
特別損益の部	特別損失		15 8,000			115 —			
				8,015	0.3		115	0.0	
税引前当期純利益				179,525	7.5		91,361	2.3	
	法人税等	※3	88,780 — — 14,622			— 95,349 14,436 △20,612			
当期純利益				76,123	3.2		2,187	0.1	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		450,000
	当期変動額		—
	当期末残高		450,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		37,000
	当期変動額		—
	当期末残高		37,000
その他資本剰余金	前期末残高		200
	当期変動額		—
	当期末残高		200
資本剰余金合計	前期末残高		37,200
	当期変動額		—
	当期末残高		37,200
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		75,500
	当期変動額		—
	当期末残高		75,500
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		204,219
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△202,500 76,123
	当期末残高		77,842
利益剰余金合計	前期末残高		279,719
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		153,342
株主資本合計	前期末残高		766,920
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		640,543
純資産合計	前期末残高		766,920
	当期変動額		△126,377
	当期末残高		640,543

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	△73,800
	当期末残高	2,187
		6,229
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	△71,613
	当期末残高	568,930

重要な会計方針

期別 項目	第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (固定資産の耐用年数の変更) 一部の有形固定資産については、平成19年12月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。 この変更により一般管理費は11,700千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。
3. 引当金の計上基準	(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(2) 無形固定資産 同左 (1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計適用指針第8号）を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は640,543千円であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第9期 （平成19年3月31日現在）	第10期 （平成20年3月31日現在）																				
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,272千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,662千円</td></tr> </table> ＊2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>451千円</td></tr> </table> ＊3 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>651,605千円</td></tr> </table> ＊4 未払法人税等の内訳は以下の通りです。 <table> <tr> <td>法人税</td><td>10,929千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>4,993千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>2,718千円</td></tr> </table>	建物	35,272千円	器具備品	5,662千円	ソフトウェア	451千円	預金	651,605千円	法人税	10,929千円	事業税	4,993千円	住民税	2,718千円	＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>3,389千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,018千円</td></tr> </table> ＊2 — ＊3 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>219,378千円</td></tr> </table> ＊4 —	建物	3,389千円	器具備品	6,018千円	預金	219,378千円
建物	35,272千円																				
器具備品	5,662千円																				
ソフトウェア	451千円																				
預金	651,605千円																				
法人税	10,929千円																				
事業税	4,993千円																				
住民税	2,718千円																				
建物	3,389千円																				
器具備品	6,018千円																				
預金	219,378千円																				

(損益計算書関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
＊1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 150,000千円以内 監査役 年額 6,000千円以内 ＊2 関係会社取引項目 受取利息 908千円 ＊3 法人税等88,780千円の内訳は、 法人税59,914千円、住民税13,351千円、事業税 15,513千円であります。	＊1 — ＊2 関係会社取引項目 受取利息 2,779千円 ＊3 —

(株主資本等変動計算書関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 株主総会	普通株式	202,500	45,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第10期
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	4,500	—	—	4,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

—

(リース取引関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	同 左

(有価証券関係)

第9期 (平成19年3月31日現在)	第10期 (平成20年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1) 退職給付債務 184,854千円	(1) 退職給付債務 254,489千円
(2) 退職給付引当金 184,854千円	(2) 退職給付引当金 254,489千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 51,507千円	勤務費用 97,546千円

(税効果会計関係)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 75,216	退職給付引当金超過額 103,551
賞与引当金 13,592	賞与引当金 22,800
役員退職慰労引当金超過額 11,051	役員退職慰労引当金超過額 15,818
減価償却費超過額 6,081	未払費用 7,046
未払費用 2,270	事業税 5,419
事業税 2,015	その他 3,681
その他 183	繰延税金資産小計 158,318
繰延税金資産小計 110,409	評価性引当金 △108,542
評価性引当金 △81,246	繰延税金資産合計 49,775
繰延税金資産合計 29,163	繰延税金負債 —
繰延税金負債 —	繰延税金資産の純額 49,775
繰延税金資産の純額 29,163	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
法定実効税率 40.69%	法定実効税率 40.69%
(調整)	(調整)
永久に損金に算入されない項目 11.04%	永久に損金に算入されない項目 21.45%
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目 6.57%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目 26.32%
その他 △0.70%	過年度分法人税、住民税及び事業税 8.45%
税効果適用後の法人税等負担率 57.60%	その他 0.71%
	税効果適用後の法人税等負担率 97.61%

(関連当事者との取引)

第9期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,865 百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	651,605	預金	651,605

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社	Queen's road, Central, Hong Kong	808億円	証券業	無し	非常勤 役員 2名	業務委託 契約	サービス料 の支払い (注1)	90,720	未払金	24,640
							販社契約	代行手数料 の支払 (注2)	17,638	未払 手数料	4,172
親会社 の子会 社	ビー・エヌ・ピー・パリバアセットマネジメントエス・エイ・エス	5 Avenue Kleber, 75798 Paris, Cedex 16, France	59百万 ユーロ	投資 顧問業	無し	非常勤 役員 3名	投資助言契 約等の締結	投資顧問料 の受取 (注3)	192,368	未収投 資顧問 料	46,714
								サービス料 の受取 (注4)	45,925	未収収 益	9,614
								投資顧問料 の支払 (注5)	173,124	未払 手数料	123,326

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス料の支払については業務委託契約書に提示された金額及びグループ会社間で合意した金額を支払っております。

(注2) 代行手数料の支払については代行手数料の配分に関する覚書に提示された料率を基礎として決定しています。

(注3) 投資顧問料の受取についてはファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

(注4) グループ会社に提供した役務に対して、グループ会社間で合意した金額を授受しております。

(注5) 投資顧問料の支払についてはファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万 ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入 (注1)	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産	142,342円	1株当たり純資産	126,428円
1株当たり当期純利益	16,916円	1株当たり当期純利益	486円
損益計算書上の当期純利益	76,123千円	損益計算書上の当期純利益	2,187千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	76,123千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第9期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期 別		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			423,761
前払費用			26,918
未収入金			1,018
未収委託者報酬			852,687
未収運用受託報酬			50,072
未収投資助言報酬			154,981
未収収益			32,585
繰延税金資産			72,410
流動資産計			1,614,435
固定資産			
有形固定資産			110,977
建物	*1	106,557	
器具備品	*1	4,419	
無形固定資産			2,395
ソフトウェア		1,270	
その他		1,124	
投資その他の資産			182,915
長期差入保証金		176,715	
投資有価証券		6,000	
その他		200	
固定資産計			296,288
資産合計			1,910,724

期 別		第11期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動負債			
預り金			26,900
未払手数料			702,323
その他未払金			90,038
未払費用			44,294
未払法人税等			35,013
未払消費税等			20,275
前受収益			2,311
賞与引当金			151,682
役員賞与引当金			19,052
流動負債計			1,091,892
固定負債			
退職給付引当金			233,511
役員退職慰労引当金			38,875
固定負債計			272,386
負債合計			1,364,279
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			37,200
資本準備金		37,000	
その他資本剰余金		200	
利益剰余金			59,245
利益準備金		75,500	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△ 16,255	
株主資本合計			546,444
純資産合計			546,444
負債・純資産合計			1,910,724

(2) 中間損益計算書

期 別		第11期中間会計期間 自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,978,217
運用受託報酬			93,435
投資助言報酬			100,270
その他営業収益			40,905
営業収益計			2,212,828
営業費用			
支払手数料			922,761
広告宣伝費			25,793
調査研究費			32,298
委託調査費			422,192
委託計算費			63,525
営業雑経費			51,791
印刷費		49,873	
協会費		1,918	
営業費用計			1,518,364
一般管理費			
給料			340,915
役員報酬		37,706	
給料・手当		303,147	
賞与		60	
業務委託費			54,804
交際費			1,988
旅費交通費			20,020
事業税			2,787
租税公課			966
不動産賃借料			103,167
賞与引当金繰入額			95,648
役員賞与引当金繰入額			19,052
退職給付費用			15,477
固定資産減価償却費	* 1		5,181
諸経費			48,335
一般管理費計			708,345
営 業 損 失			13,881
営業外収益			
受取利息			940
雑収入			831
営業外収益計			1,771
経 常 損 失			12,110
税 引 前 中 間 純 損 失			12,110
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			33,010
法 人 税 等 調 整 額			△ 22,635
中 間 純 損 失			22,485

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

期 別	第11期中間会計期間 自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日	
株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	22,485
繰越利益剰余金	剰余金の配当	△ 16,255
	中間純損失	
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	59,245
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	546,444
純資産合計	前期末残高	568,930
	当中間期変動額	△ 22,485
	当中間期末残高	546,444

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員への退職金支払に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
（中間貸借対照表） 前中間会計期間に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。なお、前中間計算期間の「未収運用受託報酬」は62,867千円、「未収投資助言報酬」は151,807千円であります。 （中間損益計算書） 前中間会計期間において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」（前中間会計期間284,769千円）については、重要性が増したため、当中間会計期間より区分掲記しております。 前中間会計期間まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当中間会計期間より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。なお、前中間計算期間の「運用受託報酬」は146,493千円、「投資助言報酬」は110,869千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第11期中間会計期間末
 (平成20年9月30日現在)

＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

建物	7,743千円
器具備品	6,617千円

（中間損益計算書関係）

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
＊1 減価償却実施額	
有形固定資産	4,953千円
無形固定資産	228千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項 普通株式 4,500株				
株式の種類	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	4,500	-	-	4,500
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

第11期中間会計期末 (平成20年9月30日現在)
1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。 2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

(デリバティブ取引関係)

第11期中間会計期間 (平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第11期中間会計期間 自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日	
● 1株当たり純資産額	121,432円
● 1株当たり中間純損失	4,996円
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	22,485千円
普通株式に係る中間純損失	22,485千円
普通株主に帰属しない金額	—
期中平均株式数	普通株式 4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名 称：みずほ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：247,231百万円（2008年9月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- 名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社
- 資本金の額：50,000百万円（2008年9月末現在）
- 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名 称	②資本金の額 (2008年9月末現在)	③事業の内容
株式会社みずほ銀行	650,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

(3) 投資顧問会社

- ① 名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス
- ② 資本の額：62百万ユーロ（平成20年12月末現在）
- ③ 事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱い、信託契約の一部解約・買取りに関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、情報の提供および運用の助言等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間において以下の書類を提出しております。

2008年7月17日 臨時報告書

2008年9月30日 有価証券報告書

2008年10月16日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月3日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムスターファンド・ハイパー5の平成20年1月16日から平成20年7月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムスターファンド・ハイパー5の平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインカムスターファンド・ハイパー5の平成20年7月16日から平成21年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インカムスターファンド・ハイパー5の平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月22日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。